【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】平成24年11月8日【会社名】センコー株式会社【英訳名】SENKO Co.,Ltd.

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀中一丁目1番30号 【縦覧に供する場所】 センコー株式会社東京主管支店 (東京都港区台場二丁目3番5号) センコー株式会社神奈川支店 (川崎市川崎区東扇島16番地3) センコー株式会社千葉支店

(千葉県市原市五井9014番地) センコー株式会社名古屋主管支店 (名古屋市西区牛島町5番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

EDINET提出書類 センコー株式会社(E04179) 確認書

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役福田泰久は、当社の第96期第2四半期(自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。